

## 計量法関係法令等の改正について

計量法関係法令の改正により、酒精度浮ひょうの規格の一部が変更されました。

アルコール分を分析するための計量器である「酒精度浮ひょう」は、計量法上の特定計量器に指定されており、製造後に検定を受けて、器差や構造等について一定の基準を満たしていることが確認されたものを使用する必要があります。

この検定の方法等を定めた特定計量器検定検査規則（以下「検則」といいます。）が平成 23 年 3 月 14 日に改正され、酒精度浮ひょうの規格の一部が変更されました。

改正された内容については、平成 24 年 3 月 1 日から施行されることとなっており、施行日以降、改正された検則に基づく酒精度浮ひょうが市場に順次供給されることとなります。

### 1 どのように変更されたのか？

酒精度浮ひょうの検定に用いられるアルコール分と密度の換算表が変更されました。

酒精度浮ひょうは、浮力を利用して液体の密度を測定する「浮ひょう」という器具の一種ですが、アルコール分を直に読み取れるよう、密度の値をアルコール分に換算した値が目盛りに表示されています。

この目盛の表示内容の正しさは酒精度浮ひょうの検定により確認されますが、検則の改正により、検定に用いられるアルコール分と密度の換算に用いられる表が変更になりました。すなわち、これまでは日本独自の「アルコール分と密度の対応表」

（以下「旧表（※1）」といいます。）に基づき検定が行われていたところですが、改正後の検則においては国際法定計量機関（OIML）が採択している「International alcohometric tables」に準じた「国際アルコール表」（以下「新表」といいます。）が用いられることとなりました（※2）。

※1 旧表は、現行の国税庁所定分析法（以下「所定分析法」といいます。）第 2 表（振動式密度計法によるアルコール分の分析において、密度からアルコール分への換算等に用いられるもの）と同じものです。

※2 改正検則においては、酒精度浮ひょうの規格を日本工業規格（JIS B7548）によることとしており、日本工業規格に定めるアルコール分と密度の対応表

がO IMLに準じて作成されています。

## 2 改正検則が施行されるとどうなるのか？

新表により検定を受けた酒精度浮ひょうの市場への供給が開始されることから、旧表により検定を受けた酒精度浮ひょうを用いた分析値と、新表により検定を受けた酒精度浮ひょうを用いた分析値に、差異が生じる場合があります。

旧表により検定を受けた酒精度浮ひょうを用いて分析を行う場合の対応については、3「どのように対応すれば良いか？」をご覧ください。

## 3 どのように対応すれば良いか？

改正検則の施行及び所定分析法の改正後は、次のいずれかの方法で対応してください。

- ① 旧表により検定を受けた酒精度浮ひょうを用いて得られる値を、「アルコール分分析における読替え表」を用いて読み替える。
- ② 旧表により検定を受けた酒精度浮ひょうについて、新表に基づく校正を校正機関に依頼し、校正後のものを使用する。
- ③ 新表により検定を受けた酒精度浮ひょうを購入する。

- ① これまで使用していた酒精度浮ひょうは、旧表と新表の差異を補正する「アルコール分分析における読替え表」(別紙)を用いて値を読み替えることにより、引き続き使用することができます。

なお、「アルコール分分析における読替え表」を使用する際には、酒精度浮ひょうの示度について、旧表に基づく校正に基づいて器差補正を行った後で読み替える必要がありますのでご注意ください。

- ② 旧表により検定を受けた酒精度浮ひょうについて、校正機関において新表に基づく校正を受けた場合は、「アルコール分分析における読替え表」を用いることなくそのまま使用できます。(ただし、新表による校正に基づく器差補正は必要ですのでご注意ください。)

なお、新表に基づく校正の実施状況については、各校正機関にお問い合わせください。

- ③ 新表により検定を受けた酒精度浮ひょうを購入した場合は、そのまま使用することができます。(ただし、新表による校正に基づく器差補正は必要ですのでご注意ください。)

#### 4 振動式密度計法を用いている場合の対応は？

振動式密度計法による分析には、密度の値をアルコール分に換算するために、所定分析法第2表が必要です。

改正検則の施行に合わせて、当該表の改正を予定していますので、改正後の所定分析法第2表を用いて換算を行ってください。

所定分析法に定められる振動式密度計法については、計量法との整合性を図るため、改正検則の施行に合わせて所要の改正を図ることとしています。

具体的には、振動式密度計により測定した密度の値をアルコール分に換算する際に使用する表（所定分析法第2表）を、新表と同一にすることを予定していますので、改正後の所定分析法第2表を用いて換算を行ってください。

なお、振動式密度計に内蔵されている換算表を用いてアルコール分を算出する場合は、内蔵されている換算表を新表に更新することにより、従来どおりの操作方法でアルコール分の分析が可能と考えられます。

また、内蔵されている換算表を新表に更新する前に分析する場合は、3①の酒精度浮ひょうの場合と同様に、「アルコール分分析における読替え表」により値を読み替えて対応することも可能と考えられます。

※ 振動式密度計の個別の機器の対応については、製造元にお問い合わせください。